

保護者様

大阪市立三国中学校
校長 山岡 伸一

就学援助制度（一般1・一般2）の申請期限について

就学援助制度の申請期限につきまして、変更はありません。『令和2年度（2020年度）就学援助制度のお知らせ』をご確認いただき、申請を希望される方は、以下の申請期限までに学校（事務室）へご提出ください。

◆申請期限

- ・一般1申請(税情報利用)……5月15日（金）まで
- ・一般2(書類審査)……………6月30日（火）まで

◆一般1申請(税情報利用)について

- ・所得に関する証明書の提出は不要です。
- ・一般1申請(税情報利用)を利用できるのは以下の申請理由に該当する方です。
1：市民税が非課税の方
12：経済的に困窮し、所得基準額以下の方

※ひとり親の証明や賃貸契約書の写し等、個別の事情に応じて証明書の提出が必要な場合もあります。

◆一般2(書類審査)申請について

- ・5月16日(土)以降の申請は一般2申請となり、申請理由に応じた証明書類が必要となります。
- ・7月1日(水)以降の申請は随時申請となります。随時申請は申請日以降の認定となるため、援助費の支給額が大幅に減ってしまいます。必ず6月30日(火)までに申請してください。